

令和2年度共同参画時代の自分磨きセミナー事業委託実施要領

1 目的

男女共同参画の理解者の裾野を広げるため、第4次鳥取県男女共同参画計画（以下、「4次計画」という。）を踏まえながら、あまり学習したことのない人たちが興味を持って参加できるような講座を民間の発想、専門性、経験を活かした企画を募集し、先駆的な企画を提案した団体に委託実施するとともに、年度ごとに重点テーマを設定し、指定講座として特定受託団体とテーマに沿った企画を連携して実施する。

2 事業内容

公募講座1区分を実施する。

(1) 4次計画の重点目標（別紙①）の推進に資する事業で、次の要件を充たすもの。

ア 男女共同参画に関する理解を広げ、定着させる事業であり、4次計画の重点目標から選択した内容で事業実施すること。

イ 参加者は特定の団体等の構成員に限定することなく、広く公開とすること。

ウ 参加見込人数は概ね50名以上とし、開催場所は参加者の利便性を考慮して決定すること。

エ 応募及び採択は一団体につき一企画のみとする。

(2) 募集数（委託数）1事業（1団体）

(3) 委託団体 「3 委託対象者の要件」のとおりとする。

(4) 委託金額 1事業あたり20万円（消費税を含む）以内

(5) 委託期間 委託契約の日から令和3年3月31日までの間で、業務実施に必要な期間とする。

3 委託対象者の要件

男女共同参画推進事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす県内で活動する団体、グループ、企業等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と共同して応募することもできる。

(1) 構成員5人以上で組織する団体で、団体事務局又は活動のための事務所が県内に所在すること

(2) 継続して自律的に活動する団体として一年以上の活動実績があり、事業実施体制が整っていること

(3) 団体の規約、会則、定款等を有していること

(4) 事業実施にあたり、必要な範囲においてセンターとの打ち合わせに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体であること

(5) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

4 公募講座の応募方法等

(1) 応募方法

ア 提出書類 「共同参画時代の自分磨きセミナー事業 企画提案書」1部（指定様式）
4次計画の重点目標から選択した内容を設定して実施すること。

イ 提出方法 郵送、持参、ファクシミリ、電子メール

ウ 提出期限 令和2年10月31日（土）

※期限までに提案がない場合は、それ以降順次審査する。

エ 提出場所 鳥取県男女共同参画センターよりん彩

オ その他

- (ア) 企画提案書作成に必要な費用、センターとの打ち合わせに必要な費用については、各提出者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書については返還しない。

(2) 選定方法

ア 審査・選定方法

- (ア) センター運営協議会委員等民間有識者3名及びセンター所長の計4名で構成する選定委員が審査を行い決定する。
- (イ) 審査にあたって、法令等に違反するものや県が行う事業として不適切な企画は、審査前に不採択とする。

イ 選定基準 選定委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価・選定する。

- a 事業目的は適格か
- b 事業内容は適格か
- c 事業効果が期待できるか
- d 事業遂行能力があるか
- e 原則として、応募者が過去3年間に、事業内容が同一又は類似した企画の採択を3回以上受けていないこと。

ウ 結果通知 選定の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

(3) 委託手続き

ア 委託契約 採択された事業は、採択団体等とセンターとの協議により、具体的実施計画を策定し、その内容が確定後に、実施主体から事業計画書（指定様式）の提出を受けて、委託契約を締結する。

イ 報告書の提出

- (ア) 受託者は事業終了後、30日以内に実施報告書（指定様式）をセンターに提出する。
- (イ) 消耗品費、通信運搬費、人件費・交通費（事務的経費）については、参加者数により上限金額を設定するため、証憑書類の添付は不要とする。

ウ 委託料の支払い 事業実施完了検査後の精算払、又は、必要に応じて概算払とする。

エ 事業実施に伴う収入

事業の実施により発生した収入がある場合、事業費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は交付しないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

オ 委託事業の対象経費

対象経費 （事業の実施に直接必要となる経費）	対象外経費 （対象経費以外の経費）
<ul style="list-style-type: none">・講師謝金及び旅費・会場使用料・ポスター・チラシ・成果報告書等の印刷製本費・消耗品費 ※・通信運搬費 ※・人件費及び交通費 ※・託児料など <p>(注) ※印の経費（事務的経費）については、参加者50人以上で18,000円、50人未満で14,000円を上限とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書作成に要する経費・審査に要する経費・センターとの打ち合わせに要する経費・事業参加者が消費する原材料費等（参加者の飲食代及びその原材料費、参加者が成果物を持ち帰ることができる場合の材料費等を含む）・団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）・講師への土産代・スタッフの食糧費 など

5 委託内容及びセンターとの役割分担

受託者	○企画 ○講師との打合せ等具体的準備 ○チラシ・ポスター等印刷 ○当日資料等作成・印刷 ○会計 ○当日の準備・進行・運営・記録 ○アンケート及びアンケートの集約 ○報告書作成 ○その他セミナー実施に必要な業務
センター	○企画への助言 ○事業実施に必要な情報提供 ○他センター所長が必要と認める支援
共通・連携業務	○広報 ○参加者募集

6 事業の成果（公募講座及び指定講座共通）

（1）成果の取扱い

報告書に関する著作権は、鳥取県に帰属するものとする。ただし、実施団体が自ら利用することは自由とする。

（2）成果の発表等

報告の内容について、センターのホームページ等に掲載するほか、センター事業への協力や成果発表を依頼することがある。

7 附則

この要領の実施に関して必要な事項については、別に定める。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

第4次鳥取県男女共同参画計画 重点目標

A 男女が共に活躍できる環境づくり

重点目標	施策の基本的方向
1 働く場における女性の活躍推進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり (3) 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進
2 地域・社会活動における女性の活躍推進	(1) 議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進 (3) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進

B 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標	施策の基本的方向
3 生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等に関する支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
4 誰もが安心して暮らせる環境整備	(1) 高齢者が暮らしやすい環境の整備 (2) 障がい者が暮らしやすい環境の整備 (3) 外国人が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援 (5) 性的マイノリティに関する理解促進
5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制づくり (3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標	施策の基本的方向
6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成	(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発 (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進 (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進